

6 社会資本整備の推進

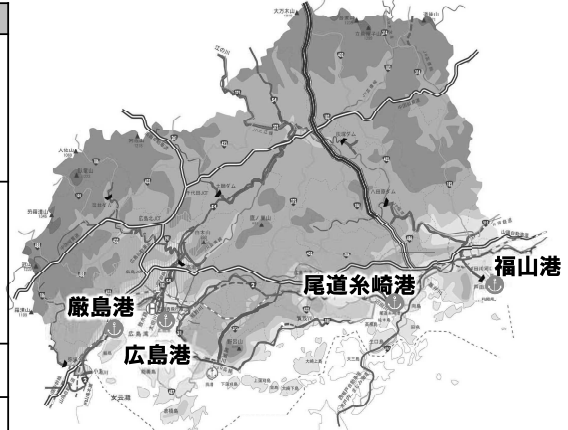
(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

国への提案事項

1. 広島港について、地域産業の持続的発展やアジア諸国等との交易拡大を支える出島地区コンテナ物流拠点の充実・強化を図るため、整備に向けた取組への支援。
2. 広島港・福山港・尾道糸崎港について、地域産業のグローバル化への対応など企業活動を支える物流基盤の充実・強化を図るため、着実な整備に必要な財政措置。
3. 広島港・厳島港について、観光・交流の拠点機能の強化を図るとともに、インバウンド需要に対応したクルーズ客船の受入機能を充実するため、着実な整備に必要な財政措置。

提案箇所一覧

港名・地区名	内容
広島港 出島地区 宇品地区 宇品地区 五日市地区	・岸壁・泊地(水深14m)の整備 《新規事業化》 ・岸壁(水深10m⇒12m化・耐震強化)の整備【直轄】 ・クルーズ船の受入機能充実に係る岸壁(水深10m)の改良 ・臨港道路 廿日市草津線(4車線化)の第Ⅱ期整備
福山港 箕島地区 箕沖地区 本航路 等	・岸壁・航路・泊地(水深12m)の整備【直轄】 ・岸壁・航路・泊地(水深10m)の整備【直轄】 ・船舶の運航効率改善に係る規制緩和(余裕水深緩和等) ・企業及び地方の負担を軽減する新たな制度設計 ・福山本航路(水深16m⇒18m化)の整備【直轄】
尾道糸崎港 機織地区	・泊地(水深7.5m⇒10m化)等の整備【直轄】
厳島港 宮島口地区	・新ターミナル周辺の港湾施設の整備



【提案先省庁:内閣府, 国土交通省】

6 社会資本整備の推進

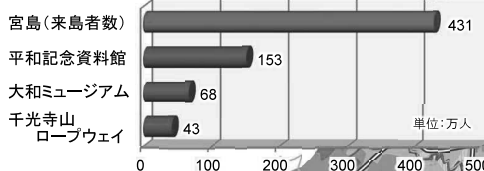
(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

施策の背景

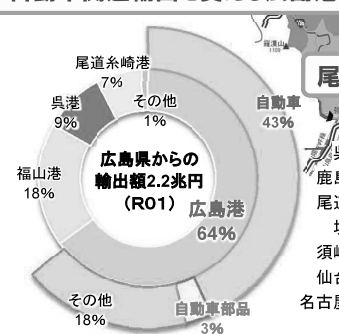
- 広島港・福山港・尾道糸崎港は、地域の基幹産業を支える物流・交流拠点として重要な役割を果たしている。
- 厳島港は、世界遺産「厳島神社」を有する宮島への玄関口として多くの観光客に利用されている。

厳島港は観光地「宮島」への玄関口

主要観光地の利用状況(H30)

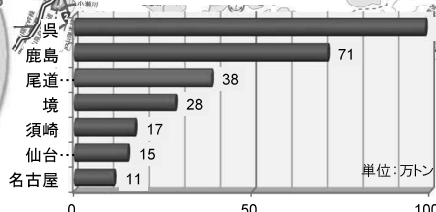


自動車関連輸出を支える広島港



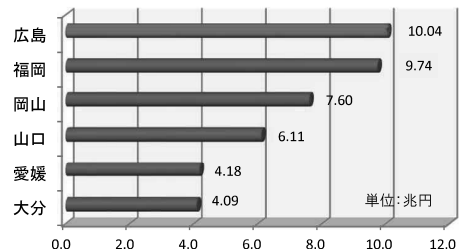
尾道糸崎港は全国有数の木材取扱拠点

原木 輸入量(H30)



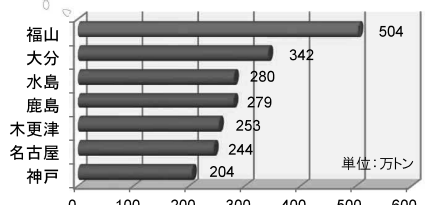
広島県は中・四国以西で最大のものづくり県

中国・四国・九州地方の県別製造品出荷額(H29)



背後に全国有数の鉄鋼メーカーを有する福山港

鋼材・鉄鋼 輸出力(H30)



6 社会資本整備の推進

(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

課題

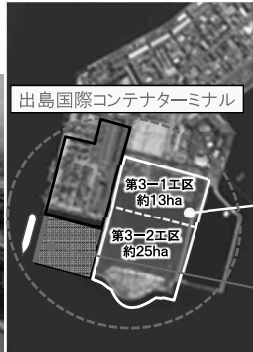
1 広島港コンテナ物流拠点の充実・強化のための整備に向けた取組

出島地区

国際コンテナ物流の拠点



コンテナ取扱量は好調



出島国際コンテナターミナル

第3-1工区 約13ha

第3-2工区 約25ha

現状/広島県の取組

令和元年のコンテナ取扱量は過去最高を記録しているなか、コンテナヤードや企業・倉庫用地が不足しており、利用者ニーズに対応するため物流関連用地等(約13ha)の造成を進めており、令和4年度の完成を目指す。

物流用地の造成と並行し外貨コンテナ物流機能の強化が必要

H30.9 広島港長期構想策定

H31.3 広島港港湾計画策定

【背景】社会経済情勢、港湾物流の動向等に変化を踏まえ、将来に渡って、背後企業の産業活動を支え、地域経済の発展に貢献する港づくりを推進するため、港湾計画を改訂した。

具体化に向けて

R2.3 広島港利用高度化検討会のまとめ

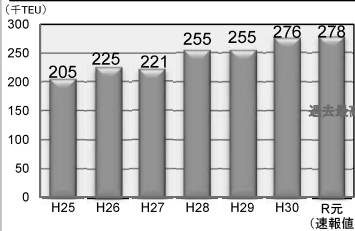
【戦略】地域産業の発展を支える港湾機能の強化

目指す目標

・東南アジア等へのリードタイムの短縮や輸送コスト低減に資するサービスの強化

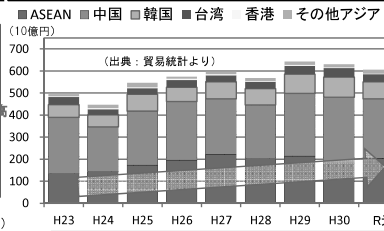
など

広島港のコンテナ取扱量の推移



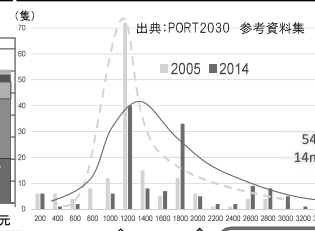
広島港におけるコンテナ取扱量は年々増加しており、2年連続で過去最高の取扱量を更新した

広島港のアジア取引国別貿易額の推移



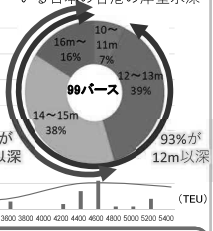
広島港のコンテナ貨物の相手国におけるASEANの割合は増加傾向となっており、輸送の効率化が求められている

日本に寄港する東南アジア航路の船型変化



平均船型 1,182TEU/隻 (2005) 平均船型 2,046TEU/隻 (2014)

東南アジア航路が就航している日本の各港の岸壁水深



東南アジア航路は船舶の大型化が進行し半数以上が14m以上の岸壁を利用しており、今後、更なる大型化の可能性もある

東南アジア諸国等の貨物需要の増加やコンテナ船の大型化に対応するためには、出島地区の岸壁・泊地整備が必要

6 社会資本整備の推進

(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

課題

2-1 地域の企業活動を支える広島港の物流基盤の充実・強化

- 五日市地区は物流関連企業の立地が増加しており、新たな企業用地を確保するため、令和4年度の完成を目指し造成を進めている。
- 宇品地区は自動車運搬船が大型化しているなか、岸壁の水深が浅く満載して輸送することが困難なため、喫水調整を余儀なくされている。

立地企業増加等により懸念される交通渋滞への対応が必要

(五日市地区)



物流関連企業の進出



広島はつかいち大橋の渋滞状況

自動車運搬船の大型化への対応が必要(非効率な輸送形態の解消)

(宇品地区)



自動車運搬船の喫水調整状況



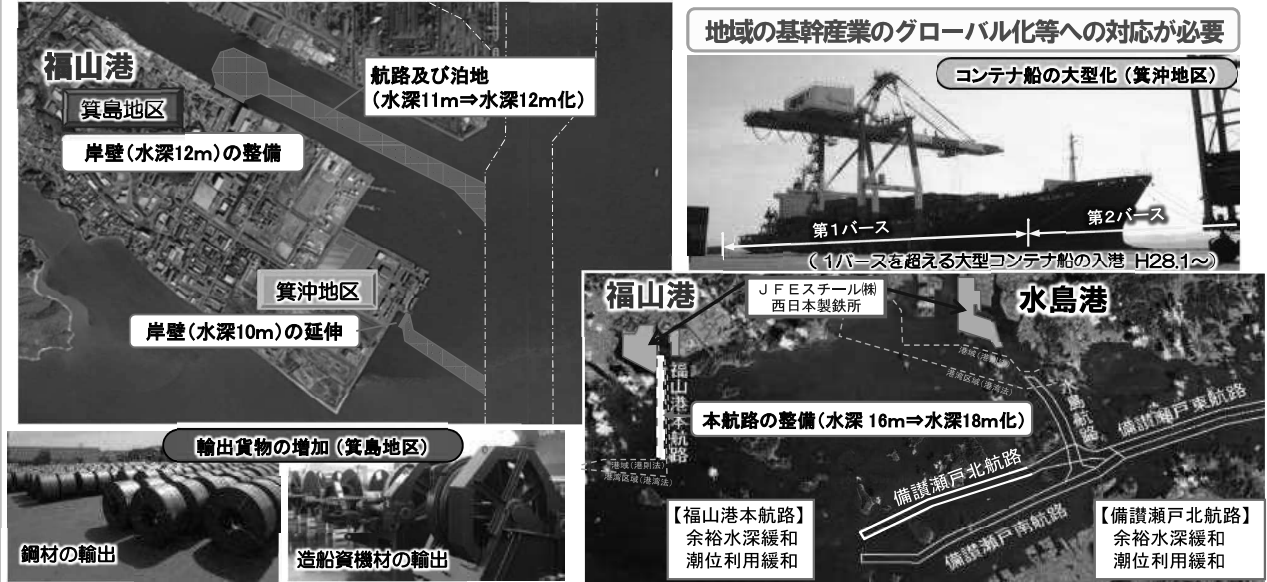
6 社会資本整備の推進

(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

課題

2-2地域の基幹産業のグローバル化に対応する福山港の機能強化 国際バルク戦略港湾福山港における効率的な輸送の早期実現

- 箕島地区を利用する福山港背後の鉄鋼業や造船業は、海外需要の増加に対応するため、遠方地への輸出も強化しており、鋼材や造船関連資材の輸出も増加が見込まれているが、現時点においても、大型船対応の岸壁が不足しているため、喫水調整を行うなど非効率な輸送を強いられている。
- 箕沖地区は、寄港するコンテナ船の大型化により、岸壁の必要延長が不足している。
- このような状況のなか、効率的な輸送や船舶の大型化に対応するため、平成30年度に新規事業化された箕島・箕沖地区・頭再編改良事業の(岸壁、航路・泊地)早期完成が求められている。



6 社会資本整備の推進

(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

課題

2-3 地域の基幹産業の競争力強化に資する尾道系崎港の航路・泊地整備

- 機織地区は30,000DWT級の木材運搬船が入港しているが、泊地(整備中)の水深が不足しているため、積荷を軽減するなど非効率な輸送を余儀なくされている。



3 観光・交流の拠点となる広島港・厳島港の港湾機能の強化

- 広島港へのクルーズ寄港回数は年々増加しており、インバウンド需要に対応したクルーズ客船の受入機能を充実が求められている。
- 宮島口地区の新ターミナルと浮桟橋は、今年2月に供用開始した。今後は、ターミナルへ円滑に誘導するアクセス道路等の整備が求められている。



6 社会資本整備の推進

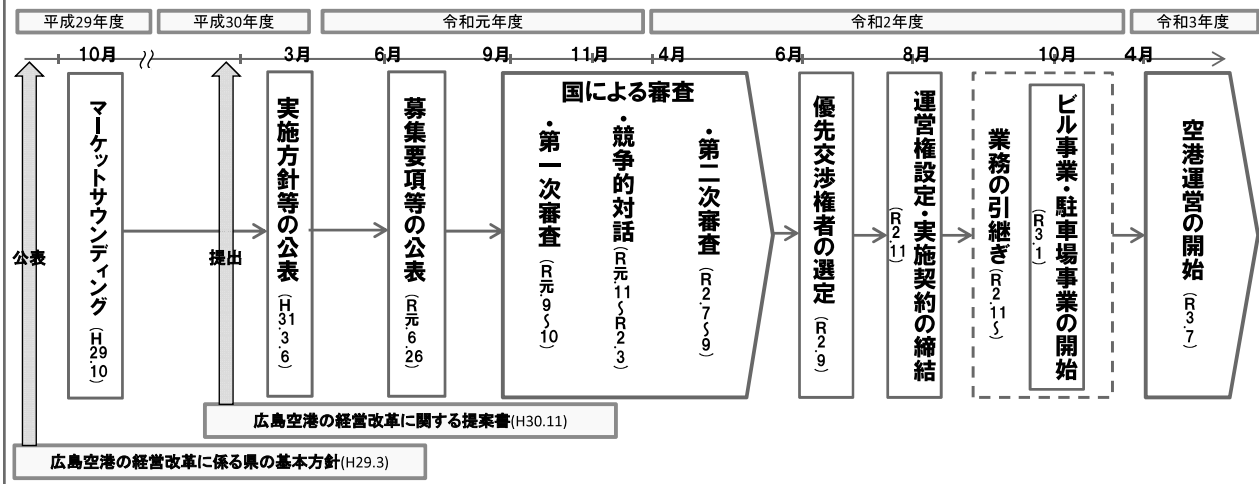
(7) 空港活性化に向けた経営改革の推進等

国への提案事項

1 広島空港の経営改革の推進

優先交渉権者の選定においては、「広島空港の経営改革に係る県の基本方針」及び「広島空港の経営改革に関する提案書」の趣旨を生かすとともに、運営権者が、県と空港運営の開始に向けた十分な連携・協議を行えるよう配慮すること。

広島空港運営委託に向けた想定スケジュール(令和2年6月現在)



6 社会資本整備の推進

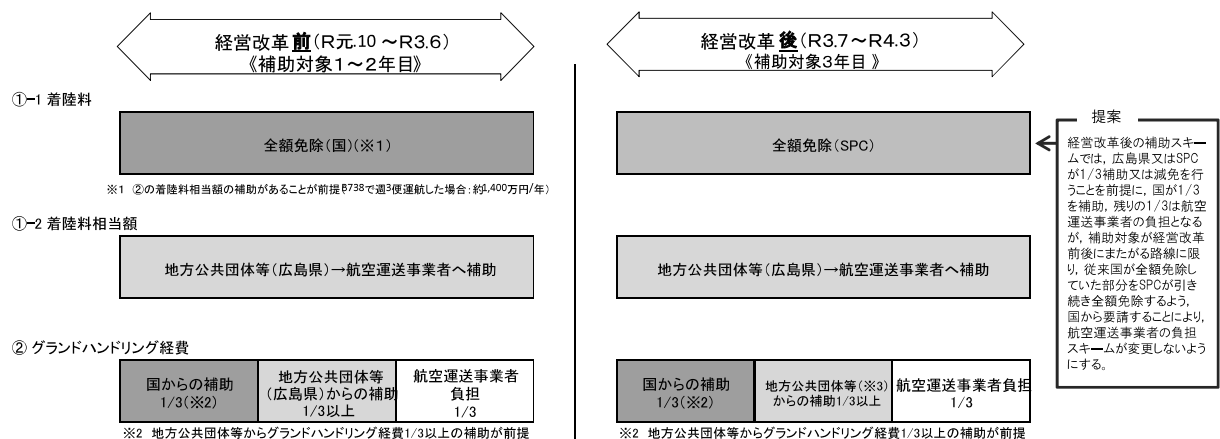
(7) 空港活性化に向けた経営改革の推進等

国への提案事項

2 経営改革前後における訪日誘客支援空港への補助制度の負担スキームの維持

訪日誘客支援空港への補助制度において、補助対象期間(最大3年間)が、経営改革前後にまたがる新規就航路線又は増便路線については、経営改革後においても、航空運送事業者の負担スキームが変更しないように、着陸料については、制度の継続性に鑑み、SPCが免除を行うように、国から要請をすること。また、グランドハンドリング経費については、負担スキームを継続すること。

＜広島空港に令和元年冬ダイヤから新規路線が就航した場合の負担スキーム＞



※3 地方公共団体等とは空港の所在する地方公共団体、空港運営権者、航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理するもの並びに空港法第14条に規定する協議開始の他の協会及びその構成員をいう。

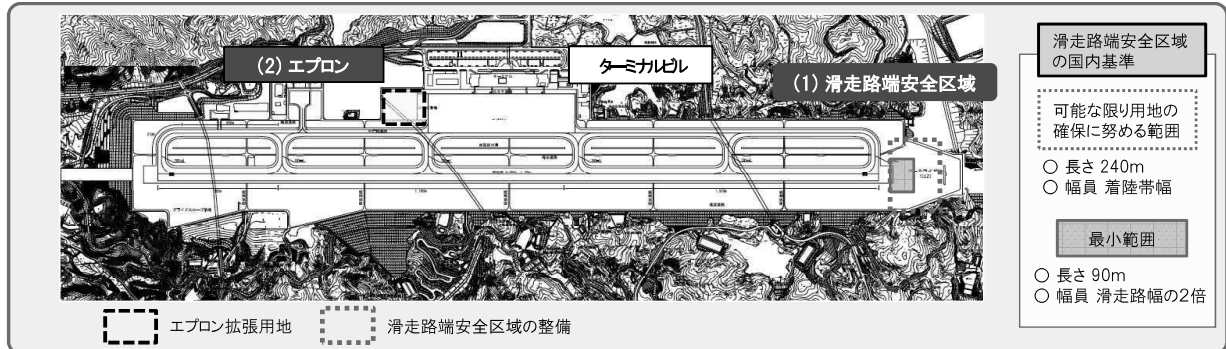
6 社会資本整備の推進

(7) 空港活性化に向けた経営改革の推進等

国への提案事項

3 観光・交流の拠点となる空港機能の強化

- (1) 滑走路端安全区域の整備については、早急に整備内容を確定して、空港運営への影響が最小限となるように整備を進めること。
- (2) 新規路線の就航や増便に対応できるようにするため、エプロンを早急に拡張すること。



3(1) 滑走路端安全区域の確保

- 広島空港は、①社会的な影響度が高く、②着陸回数が多い空港であり、優先的に整備を進める空港と位置付け
- 広島空港では、滑走路西側で国内基準の範囲が確保されておらず、国は、滑走路全体を東側に移動させる方針とし、現在、工法検討中
- 整備に当たっては、空港運用への影響を最小限に止める対策が必要

(2) エプロンの拡張

- 広島空港は、平成29年7月に「訪日誘客支援空港」に認定された
- 東南アジア・東アジアからの新規就航や、LCCの増便など国内外の航空ネットワーク拡充に取り組んでおり、令和3年の経営改革導入に先行して、エプロンの拡張が必要

【提案先省庁：国土交通省】

7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

国への提案事項

1 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化

① 弔意事業を充実強化すること

- 原爆死没者追悼平和祈念館の運営の充実、関係資料の収集等弔意事業の充実強化

② 保健医療福祉事業を充実すること

- 訪問介護利用被爆者助成等に係る所得制限の撤廃、介護保険利用助成に係る助成対象サービスの拡大及び利用助成費や事務費の全額国庫負担化
- 「高齢者の医療の確保に関する法律」による特定健康診査と同様とする等の健診内容の充実及び健診費の改善～【被爆者健康診断内容等の充実強化】
- 原子爆弾小頭症患者の生活実態の十分な理解と実態に応じた支援
- 「原爆病院、原爆養護ホーム、被爆者保養施設」等の運営費の充実及び施設整備に対する助成措置
- これまでの判決等を踏まえ、より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用と見直し及び原爆症認定の引き続き速やかな審査の実施

③ 被爆実態に関する調査研究及び啓発活動を促進すること

- 被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的影響及び遺伝的影響に係る調査研究の更なる促進
- 老朽化が進んでいる放射線影響研究所について、早期移転すること

④ 被爆二世の健康診断内容等のより一層の充実を図ること

7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

国への提案事項

⑤ 在外被爆者の援護を推進すること

- 医療費の支給、保健医療助成について居住国・地域の実情を踏まえて引き続き検討を行い、必要な改善を行うこと
- 引き続き円滑な各種申請手続と周知を図り、高齢化が進む被爆者の実情を踏まえ、医療費及び保健医療助成制度に係る支給申請等について、在外公館等において支援を行うこと
- 在外被爆者健康相談等事業及び現地健康診断事業の実施に当たり、在外公館等において現地協会等の支援を行うなど、より積極的な役割を果たすこと

2 後期高齢者医療制度における被爆者老人医療費等に係る地方公共団体の負担改善

① 老人保健事業推進費等補助金(原爆分)に係る必要額を措置すること

- 被爆者医療に係る地方公共団体の負担解消に向け、財政上、適切かつ十分な措置を将来にわたって講じること

② 介護保険法による保険者等の財政負担に対して軽減措置すること

3 毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

① 毒ガス障害者に対する援護措置を法制化するとともに財政措置を行うこと

② 医療給付における疾病制限を緩和すること…対象疾病(慢性呼吸器疾患等7疾患群)

③ 介護保険利用料の自己負担部分について助成を行うこと

④ 毒ガス障害者に対する県単独事業(通院交通費、死亡弔慰金等の支給)を国庫事業化すること

【提案先省庁：内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省】

7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

現状

課題

1 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化

○ 被爆者及び遺家族は、原子爆弾の特異性により、今もなお長年にわたり社会的・医学的・精神的後遺症に苦しみ続けている。

○ 被爆者は高齢化が一段と進み、ひとり暮らしや寝たきり等日常生活に支援を要する者が年々増加している。

○ 在外被爆者援護は、平成28年1月から法に基づく医療費等の支給が開始された。

【被爆者数及び平均年齢(平成31年3月末現在)】

区分	被爆者数	平均年齢
広島県 (広島市を除く)	18,393人	84.5歳
広島市	47,632人	82.2歳
県全体	66,025人	82.8歳

● 弔意事業をはじめ、介護保険サービスの利用助成対象の拡大など、衆議院厚生委員会における附帯決議の趣旨を踏まえ、より一層の援護施策の充実が必要である。

● 原爆被爆による人的被害等の実態を把握するための十分な被災調査がなく、被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的影響及び遺伝的影響を示す科学的知見は得られていない。

● また、被爆二世は、がんに対する健康不安を抱く年齢になってきている。

● 在外被爆者は、日本と医療制度の異なる国や地域に居住しており、かつ高齢化が進んでいることから、引き続き実情を踏まえた改善を図る必要がある。

7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

現状	課題						
2 後期高齢者医療制度における被爆者老人医療費等に係る地方公共団体の負担改善							
○ 被爆者医療に係る地方公共団体の負担を軽減するために、老人保健事業推進費等補助金(原爆分)が創設されている。	● 被爆者の高齢化が進む中で、老人保健事業推進費等補助金(原爆分)の全国枠国費が平成22年度以降、減少傾向にある。 ● 介護保険法による保険者等の財政負担も大きい。						
3 毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化							
○ 毒ガス障害者援護制度 (国の要綱により実施) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>対象</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療給付</td><td>毒ガスに起因する疾病のみ</td></tr> <tr> <td>介護救済措置</td><td>毒ガスに起因する在宅介護費用のみ</td></tr> </tbody> </table> ※ 毒ガス障害者の要望で実施している通院交通費や死亡弔慰金等は、県単独で補助。	区分	対象	医療給付	毒ガスに起因する疾病のみ	介護救済措置	毒ガスに起因する在宅介護費用のみ	● 本来、国の責任において実施されるべきものであることから、根拠法の制定や制度の拡充が必要である。 ・ 原爆被爆者対策と比較して対象疾病が制限されている。 ・ 現在、全ての対象者が高齢者となっており、毒ガス起因との判断は難しく、事実上利用できない状況にある。 ・ 毒ガス障害者にとって必要な支援が、国の制度の対象外となっている。
区分	対象						
医療給付	毒ガスに起因する疾病のみ						
介護救済措置	毒ガスに起因する在宅介護費用のみ						

7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

国への提案事項

世界で唯一の被爆地を有する国として、広島が培った被ばく者医療の実績と研究の成果を生かした分野で広く世界貢献を果たす必要があることから、広く放射線被ばく者医療分野を対象とした事業に対する助成制度を創設すること。

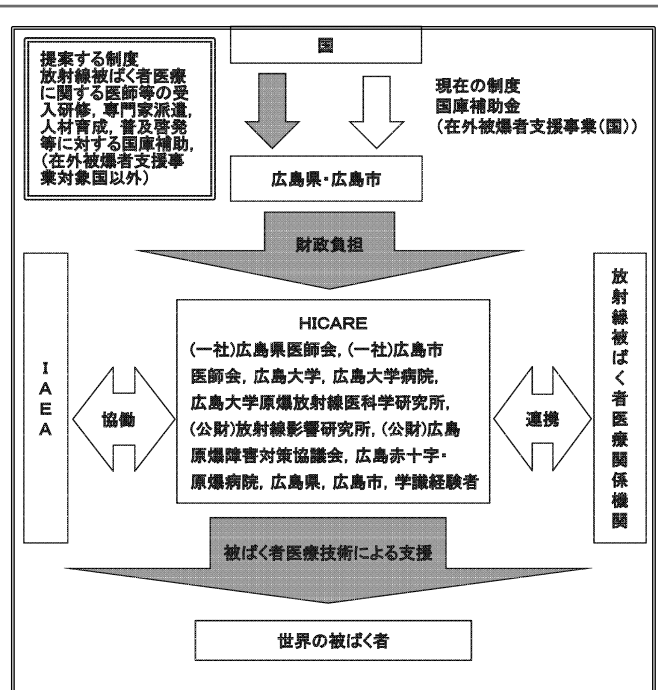
1 対象事業

在外被爆者支援事業対象国に限らない、国内外の関係機関(IAEA等)と連携した放射線被ばく者医療に関する次の事業

- ① 医師等の受入研修
- ② 専門家派遣
- ③ 普及啓発のための国際会議
- ④ 共同研究

2 助成内容

定額補助又は、事業費に対する国庫2/3の助成



【提案先省庁:内閣府, 外務省, 文部科学省, 厚生労働省】

7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

現状

1 広島が培った被ばく者医療の実績と研究成果による貢献

- 世界で唯一の被爆地を有する国として、広島が培った被ばく者医療の実績と研究の成果を生かした分野で、広く世界に貢献していく必要がある。

《放射線被爆者医療国際協力推進協議会(HICARE)(平成3年設立)の活動内容》

- 医師等受入研修:延べ38か国・地域768名(令和2年3月現在)
- 医師等専門家派遣:延べ17か国219名(令和2年3月現在)
- 国際原子力機関(IAEA)と協働した放射線被ばく者医療分野の人材育成
 - ・ 国際医療研修, 医学生のIAEAへのインターン派遣, 共同研究
- 次世代の人材育成:高校出前講座
- 講演会開催
- 福島第一原子力発電所事故へのオール広島での医療支援

2 放射線被ばく者医療の必要性

- 被ばく者治療のノウハウの不足
- 被ばく事故発生時の体制が未整備
- がん治療など放射線源を用いた医療の需要増

課題

- HICAREの活動に対するニーズが大きい中、広島県・広島市の支援だけでは限界がある。
 - ・ HICAREの経費を負担する広島県・広島市はともに、厳しい財政状況
 - ・ HICAREの活動は、在外の原爆被爆者を対象とした在外被爆者支援事業に依存する現状
 - ・ これまでに蓄積された知見及びIAEAとの協働事業等を通じて得られる放射線被ばく者医療の知見を世界に、より広く普及する事業を実施するための財源確保が困難となっている。
 - ⇒ 研修生の約90%が在外被爆者支援事業対象国からの受入となる等、活動が制約されている。